

第6章

将来像の実現に向けて



冬

第6章 将来像の実現に向けて

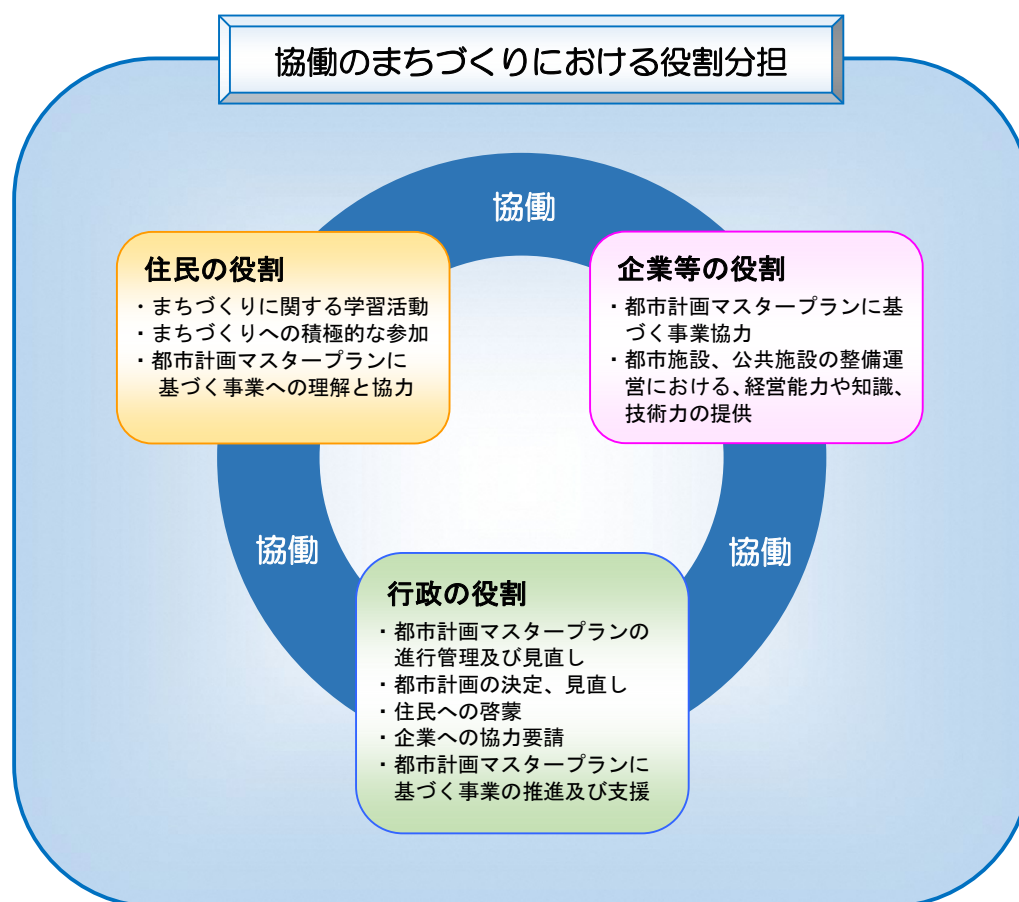
1. 基本的な考え方

(1) 協働のまちづくり

本計画に掲げる将来像の実現に向けたまちづくりを進めるうえで、まちづくりの主体である住民、企業等と行政が本計画で定めるまちづくりの基本方針に従い、それぞれの役割を認識し、適切な役割分担のもと相互に連携する協働のまちづくりに取り組むことが重要です。

(2) 協働のまちづくりにおける役割分担

住民、企業等、行政が担うそれぞれの役割を明らかにして、協働のまちづくりに取り組む必要があります。住民、企業等、行政の役割について、主なものを以下に示します。



① 住民の役割

- ・まちづくりの主体である住民の役割は、身近な日常生活を通してまちの魅力、改善点などを見つけることや、地域のまちづくり活動に参加すること、それらを通してまちづくりに対する意識を高めることや、それらの中で気づいたまちづくりに対する意見を行政に提案するなど、自らできることを積極的に実施していくことです。

② 企業等の役割

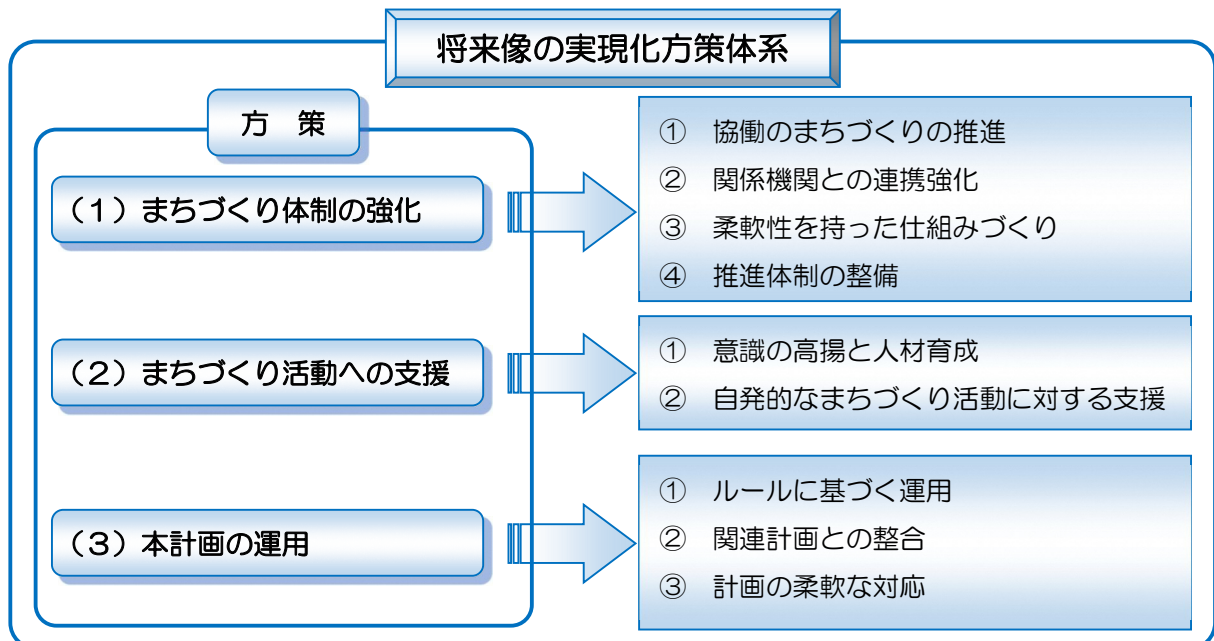
- ・企業等の役割は、その企業活動等を通してまちづくりに関わり、まちづくりを進めていく一員として、まちづくりの目標、ルールを理解するとともに、まちづくり事業への協力や、自身が持つ経営能力や知識、技術力の提供など、直接的あるいは間接的にまちづくりへ参加し、本計画に掲げる将来像の実現に向けて積極的に協力することです。

③ 行政の役割

- ・行政の役割は、住民、企業等の意見を踏まえ、本計画に基づいた都市計画の決定や見直しを行うとともに、情報の公開・提供や住民等のまちづくりに関する意識の高揚、自主的なまちづくり活動に対する支援等によって、住民中心のまちづくりを積極的に推進することです。
- ・本計画は中長期にわたる計画であることから、関係部局が本計画を共有し、個別事業の進捗状況などを確認しながら、効果的なまちづくりの進行を把握し、効率の良い本計画の進行管理を行うことです。

(3) 将来像の実現化方策体系

以下に示す方策体系により、まちづくりを進めます。



2. 将来像の実現化方策

(1) まちづくり体制の強化

まちづくり体制の強化を図るには、計画を決定する行政内部の関係部門が相互に連携し、住民、企業等との協働のまちづくりを推進する必要があります。また、国・県などの上位計画との調整、社会経済情勢の変化による計画の見直しなどに対応できる柔軟な体制づくりを行います。

① 協働のまちづくりの推進

- ・まちづくりを進めるうえで、住民、企業等と行政が都市計画の必要性や重要性を理解し、連携してまちづくりに取り組んでいくことが必要です。そこで、行政は情報を公開・提供し、住民及び企業等がまちづくり活動に積極的に参加することで、相互に協力しあう協働のまちづくりを推進します。
- ・身近な道路、河川、公園などの都市施設の整備に際しては、計画段階から懇談会やワークショップの開催などにより住民、企業等が参画し、まちづくりについて話し合い、一緒にまちを育てていく仕組みづくりを進めます。

② 関係機関との連携強化

- ・まちづくり体制を強化するためには、各種関係機関と連携が必要不可欠です。国、県などが事業主体となる都市施設の整備に関しては、各事業主体との連携し、積極的に整備促進を働きかけていくとともに、周辺市町村、公共交通、警察、消防などの各種関係機関との連携や調整を図り、充実したまちづくりを進めます。

③ 柔軟性を持った仕組みづくり

- ・本計画は、まちづくりの基本方針であり、具体的に事業や規制に対する拘束力は持ちません。そのため、本計画に基づく具体的な計画決定や事業について、計画、実施、事後の各段階における課題、効果等を適正に評価し、反映させることのできる柔軟性を持った体制づくりを進めます。

④ 推進体制の整備

- ・本計画に基づくまちづくりを進めていくためには、個々の計画について福祉、教育、産業、環境なども含めた総合的な判断が必要です。そのため、都市計画制度の枠組みだけにとどまることなく、行政内部の関係各部門の連携による各種計画に対する推進体制を整備し、総合的かつ効果的なまちづくりを進めます。

（２）まちづくり活動への支援

住民、企業等がそれぞれの役割に基づいてまちづくりに取り組んでいくためには、みんなでまちの将来像やまちづくりの課題を共有し、まちづくりに対する意識の高揚を図る必要があります。そのため、住民や企業等が必要とする情報の積極的な提供や意識啓発を推進するとともに、自主的なまちづくり活動への支援を行います。

① 意識の高揚と人材育成

- ・本計画に掲げる将来像を実現するためには、街並みや景観、住宅地内の生活道路など、地域で解決すべき課題に対する住民や企業等の主体的な関わりが必要です。そのため、町の広報やウェブサイト等により積極的に情報を提供し、まちづくりに対する意識の高揚を図ります。
- ・まちづくりに関するセミナーやワークショップなどへの積極的な住民参加を図り、まちづくりに関わる人材の育成を支援します。

② 自発的なまちづくり活動に対する支援

- ・住民等による地域の自発的なまちづくりの発想や活動は、まちづくりを進める上で重要な役割を持っています。このような活動を広げるために、積極的な情報提供、活動拠点の確保などの支援策について検討します。
- ・行政内部における、ボランティア団体や企業等との協働事業の実施、活動支援のための仕組みについて検討します。

(3) 本計画の運用

都市計画は、その決定が直接土地利用の制限につながるものであることから、都市計画案の作成にあたっては、ワークショップや公聴会の開催、パブリックコメントなどによる住民意向の把握に努め、その住民意向を都市計画案に反映させるとともに、都市計画案の内容や手続き、スケジュールなどを分かりやすく広く周知していきます。

また、都市計画制度の活用とともに、地域住民が主体となったきめ細かな計画・ルールづくりを推進し、住みやすいまちの実現に向けて本計画の適切かつ柔軟な運用を図ります。

① ルールに基づく運用

- ・法に基づく都市計画制度の活用は、本町の将来像実現に最も強く影響するもので、中でも都市計画区域の指定はその基本的なものです。現在都市計画区域が指定されている七戸地区については、引き続き適正な都市計画マネジメントを実施していきます。
- ・本計画の土地利用の方針に基づく都市的土地利用及び自然的土地利用の適正な規制、誘導を図るため、都市計画法、建築基準法、景観法などの法に基づいた、都市計画区域、用途地域、※地区計画、建築協定などの変更及び新たな決定について検討します。

② 関連計画との整合

- ・本計画で定めるまちづくりの基本方針を実行するため、個別の事業についてそれぞれ緊急性、重要性、事業効果など多角的な検討を行い、計画的に進めることが重要です。また、まちづくりには多大な時間と費用がかかる場合があることから、各事業の関連性を検討し整合させることで効率の良いまちづくりを進めます。
- ・国や県の計画との整合を図るとともに、各種補助制度を活用するなど、効率的な整備や幅広い財源確保について検討しながら、持続的なまちづくりを進めます。

③ 計画の柔軟な対応

- ・本計画は、現時点での七戸町の現況に基づいてまちづくりの基本方針を定めたものですが、将来的には、社会経済情勢等の変化により内容を変える必要が出てくる可能性があります。そのため、住民の生活形態や社会経済情勢の変化、さらには上位計画及び関連計画との整合を図り、必要に応じて本計画の見直しを行うこととします。

※地区計画：

それぞれの地区の特性にふさわしい良好な環境を整備、保全するために定められる計画であり、都市全体の観点から適用される地域地区制度と個別の建築物の規制を行う建築確認制度の中間領域をカバーし、地区単位のきめ細かな計画制度として位置付けられる。

3. 立地適正化計画との連携

今後策定する「七戸町立地適正化計画」は、近年の人口減少や少子高齢化の進行、インフラの老朽化などの都市環境の変化に対応し、将来にわたり持続可能で利便性の高いコンパクトなまちづくりの指針となる計画です。本計画とともにまちづくりに関する重要な計画であり、連携によるまちづくりを進める必要があります。

① 立地適正化計画の概要

- ・立地適正化計画とは、都市計画区域を対象として都市再生特別措置法第 81 条の規定による「住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画」であり、居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関し、市町村が都市全体の観点から作成する包括的な都市計画です。
- ・「七戸町立地適正化計画」は、本計画との調和を保ち、都市全体を見渡したマスタープランとしての性質を持つものであることから、本計画の一部として見なされます。

② 誘導区域の設定

- ・立地適正化計画では、人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティの持続的な確保を図る「居住誘導区域」、居住を維持するための医療・福祉、商業等の都市機能を都市の拠点に集約することにより、効率的なサービスの提供を図る「都市機能誘導区域」を定めます。
- ・誘導区域の設定に当たっては、都市の現状から都市全体の構造を見直したうえで、人口密度維持や公共交通の利便性を考慮することのほか、基本的に災害リスクエリアを含まずに設定することとされています。

(以下余白)

参考資料



道の駅ちのへ

参考資料

1. 策定の経緯

開催日	会議等名称	主な内容
令和元年9月26日	第1回 庁内検討委員会	都市計画マスタープランの改定について、改定スケジュール
令和元年11月1日～15日	アンケート調査実施	七戸町の現状、今後のまちづくりについて、七戸町の誇れる風景や文化、まちづくりの参加について
令和元年12月18日	第1回 策定委員会	都市計画マスタープランの改定について、改定スケジュール
令和2年2月14日	第2回 庁内検討委員会	序章 計画の目的と構成（素案） 第1章 七戸町の現況（素案） 第2章 まちづくりの課題（素案）
令和2年3月12日	第2回 策定委員会	序章 計画の目的と構成（原案） 第1章 七戸町の現況（原案） 第2章 まちづくりの課題（原案）
令和2年3月23日	第3回 庁内検討委員会	第2回策定委員会結果報告
令和2年4月24日 ～5月8日	第4回 庁内検討委員会※	第3章 まちづくりの目標（素案） 第4章 全体構想（素案）
令和2年6月9日	第3回 策定委員会	第3章 まちづくりの目標（原案） 第4章 全体構想（原案）
令和2年6月8日～19日	第5回 庁内検討委員会※	第5章 地域別構想（素案） 第6章 まちづくりの実現に向けて（素案）
令和2年7月13日	第4回 策定委員会	第5章 地域別構想（原案） 第6章 将来像の実現に向けて（原案）
令和2年7月21日 ～8月4日	公告縦覧	七戸町役場建設課内にて、縦覧の実施及び意見書提出を行った
令和2年8月20日	七戸町都市計画審議会	開催：答申（令和2年8月5日：諮問）

※第4回・第5回庁内検討委員会は、新型コロナウイルス感染症対策に伴い、書面での開催とした。

2. 各委員会委員名簿

【令和元年度庁内検討委員会】

No	氏 名	職 名
1	辻浦 勝利	総務課 総括主幹
2	上原子 敦	企画調整課 総括主幹
3	山本 真琴	財政課 課長補佐
4	佐藤 源太	地域おこし総合戦略課 課長補佐
5	町屋 淳一	税務課 課長補佐
6	高田 晃一	町民課 総括主幹
7	盛田 一成	社会生活課 総括主幹
8	内山 工	会計課 課長補佐
9	中野渡 伯貴	農林課 課長補佐
10	今泉 今日子	議会事務局 総括主幹
11	向中野 洋人	農業委員会事務局 事務局次長
12	櫻庭 総明	支所庶務課 総括主幹
13	手代森 俊彦	建設課 総括主幹
14	上野 司	商工観光課 総括主幹
15	中村 哲也	上下水道課 総括主幹
16	中村 彰悟	学務課 主幹
17	金澤 隆洋	生涯学習課 総括主幹
18	金見 真樹	世界遺産対策室 室長補佐
19	澤田 秀樹	健康福祉課 総括主幹
20	中村 真理	中央公民館 主幹
21	十枝内 知子	南公民館 総括主幹

【令和2年度庁内検討委員会】

No	氏 名	職 名
1	古屋敷 博	総務課 課長補佐
2	上原子 敦	企画調整課 総括主幹
3	佐藤 源太	財政課 課長補佐
4	山本 真琴	地域おこし総合戦略課 課長補佐
5	増田 裕子	税務課 総括主幹
6	高田 晃一	町民課 総括主幹
7	中村 哲也	社会生活課 総括主幹
8	内山 工	会計課 課長補佐
9	中村 憲之	農林課 総括主幹
10	今泉 今日子	議会事務局 総括主幹
11	向中野 洋人	農業委員会事務局 事務局次長
12	櫻庭 総明	支所庶務課 総括主幹
13	手代森 俊彦	建設課 総括主幹
14	上野 司	商工観光課 総括主幹
15	十枝内 靖希	上下水道課 総括主幹
16	中村 彰悟	学務課 主幹
17	金澤 隆洋	生涯学習課 総括主幹
18	鳥谷部 久美子	世界遺産対策室 総括主幹
19	澤田 秀樹	健康福祉課 総括主幹
20	中村 真理	中央公民館 主幹
21	十枝内 知子	南公民館 総括主幹

【庁内検討委員会の様子】



【令和元年度事務局】

No	氏 名	職 名
1	仁和 圭昭	建設課 課長
2	坪 和昭	建設課 主幹

【令和2年度事務局】

No	氏 名	職 名
1	氣田 雅之	建設課 課長
2	作田 健	建設課 課長補佐

【令和元年度策定委員会】

No	氏 名	職 名	備 考
1	天間 俊一	七戸町農業委員会 会長	委員長
2	福村 英明	ゆうき青森農業協同組合 営農センター長	
3	氣田 和幸	十和田おいらせ農業協同組合 七戸支店長	
4	川上 俊弘	七戸町商工会 事務局長	
5	築田 貢	七戸天間林商工会 事務局長	
6	濱中 幾治郎	七戸町社会福祉協議会 会長	
7	中澤 系子	七戸町連合婦人会 会長	
8	四戸 義悦	七戸町町内会連合会 会長	第1回開催時
	横手 幸年	七戸町町内会連合会 会長	第2回開催時
9	中村 博徳	分館長代表 榎林分館長	
10	竹内 勝彦	竹内建築設計事務所 代表	副委員長
11	葛生 悦子	地域おこし協力隊	

(敬略称・順不同)

【令和2年度策定委員会】

No	氏 名	職 名	備 考
1	天間 俊一	七戸町農業委員会 会長	委員長
2	福村 英明	ゆうき青森農業協同組合 営農センター長	
3	深澤 芳雄	十和田おいらせ農業協同組合 七戸支店長	
4	川上 俊弘	七戸町商工会 事務局長	
5	築田 貢	七戸天間林商工会 事務局長	
6	濱中 幾治郎	七戸町社会福祉協議会 会長	
7	中澤 系子	七戸町連合婦人会 会長	
8	横手 幸年	七戸町町内会連合会 会長	
9	中村 博徳	分館長代表 榎林分館長	
10	竹内 勝彦	竹内建築設計事務所 代表	副委員長
11	花松 美佐	地域おこし協力隊	

(敬略称・順不同)

【策定委員会の様子】



七戸町都市計画マスタープラン

令和2年8月改定

発 行：七 戸 町
編 集：建 設 課

青森県上北郡七戸町字七戸 31 番地 2
TEL：0176-62-6244
FAX：0176-62-6245

七戸町都市計画マスタープラン

七戸町の都市計画に関する基本的な方針

令和2年8月改定

青森県七戸町